

議案第 1 2 2 号

三豊市水道事業給水条例の一部改正について

三豊市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市水道事業給水条例の一部を改正する条例

三豊市水道事業給水条例（平成 18 年三豊市条例第 244 号）の一部を次のように改正する。

別表 豊中町に属する区域【一般用】の表を次のように改める。

【一般用】

口径／料金	基本料金（1 箇月につき）		従量（超過）料金
	水量	料金（円）	
1 3 mm	5 m ³ まで	8 5 0	1 0 m ³ を超え 3 0 m ³ まで 1 m ³ につき 1 7 5 円、3 0 m ³ を超え 5 0 m ³ まで 1 m ³ につき 1 8 5 円、5 0 m ³ を超えると き 1 m ³ につき 1 9 0 円
1 3 mm	1 0 m ³ まで	1, 2 5 0	
2 0 mm	5 m ³ まで	1, 4 0 0	
2 0 mm	1 0 m ³ まで	1, 7 0 0	
2 5 mm	1 0 m ³ まで	2, 1 0 0	
3 0 mm	1 0 m ³ まで	2, 2 0 0	
4 0 mm	1 0 m ³ まで	3, 0 0 0	
5 0 mm	1 0 m ³ まで	5, 1 0 0	
7 5 mm	1 0 m ³ まで	8, 0 0 0	
1 0 0 mm	1 0 m ³ まで	1 8, 0 0 0	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成 2 6 年 5 月分として徴収する料金から適用し、平成 2 6 年 4 月分までの料金については、なお従前の例による。